

## 入札公告

中学校給食及び寄宿舎食堂業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和5年2月20日

福島県立ふたば未来学園高等学校長 郡司 完

### 1 入札に付する事項

- (1) 件名 令和4年度福島県立ふたば未来学園中学校給食及び寄宿舎食堂業務
- (2) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校食堂及び寄宿舎食堂

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去2年間に、特別支援学校給食業務その他の学校給食業務を含む給食・食堂業務履行の実績がある者であること。
- (3) 県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 平成31年4月1日以降に食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業の禁止又は停止の処分を受けていない者であること。
- (5) 調理師法（昭和33年法律第147号）に規定する調理師の資格を有する者又は栄養士法（昭和22年法律第245号）に規定する栄養士の資格を有する者を1名業務に従事させることができる者であること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に2に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

- (1) 提出期間 令和5年2月20日（月）から令和5年3月1日（水）まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後4時00分まで
- (2) 提出場所 郵便番号 979-0408  
福島県双葉郡広野町中央台一丁目6番地3

福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校 事務室

電話0240-23-6825

- (3) 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、令和5年3月1日(水)午後4時必着とする。

#### 4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 3の(2)に掲げる場所に同じ。  
なお、入札説明書等の交付は上記で行うほか福島県立ふたば未来学園高等学校のホームページにおいて公開する。
- (2) 入札及び開札の日時 令和5年3月7日(火)午後2時00分
- (3) 入札及び開札の場所 福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校寄宿舎(海風寮)男子3階学習スペース
- (4) その他 郵便による入札は、不可とする。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県立ふたば未来学園高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 8 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和5年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

#### 9 その他

- (1) 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であ

るか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は入札説明書による。